

貸付条件の変更等の実施状況について

当金庫は、地域の中小企業および個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでまいります。

平成 25 年 3 月をもちまして、「中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」という）が期限を迎えました。

しかしながら、お客さまからの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組むという基本的取組み方針については、金融円滑化法終了後においても何ら変わりません。

よって、引き続き当金庫は、金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表致します。

貸付条件の変更等の申込に対する実施状況

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が中小企業者である場合〕

(単位:件)

	平成 25 年 6 月 末	平成 25 年 9 月 末	平成 25 年 12 月 末	平成 26 年 3 月 末	平成 26 年 6 月 末	平成 26 年 9 月 末	平成 26 年 12 月 末	平成 27 年 3 月 末	平成 27 年 6 月 末	平成 27 年 9 月 末	平成 27 年 12 月 末	平成 28 年 3 月 末	平成 28 年 9 月 末	平成 29 年 3 月 末	平成 30 年 3 月 末	平成 31 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	1,342	1,405	1,508	1,589	1,657	1,738	1,855	1,919	1,988	2,061	2,247	2,408	2,597	2,905	3,156	
うち、実行に係る貸付債権の数	1,116	1,179	1,252	1,331	1,394	1,450	1,548	1,624	1,687	1,754	1,932	2,063	2,230	2,538	2,785	
うち、謝絶に係る貸付債権の数	122	134	142	158	160	169	178	189	192	192	198	213	228	234	249	
うち、審査中に係る貸付債権の数	27	15	34	20	18	34	44	18	21	24	22	33	37	25	11	
うち、取下げに係る貸付債権の数	77	77	80	80	85	85	85	88	88	91	95	99	102	108	111	

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数
〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

(単位:件)

	平成 25 年 6 月 末	平成 25 年 9 月 末	平成 25 年 12 月 末	平成 26 年 3 月 末	平成 26 年 6 月 末	平成 26 年 9 月 末	平成 26 年 12 月 末	平成 27 年 3 月 末	平成 27 年 6 月 末	平成 27 年 9 月 末	平成 28 年 3 月 末	平成 28 年 9 月 末	平成 29 年 3 月 末	平成 30 年 3 月 末	平成 31 年 3 月 末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	142	146	154	156	161	164	167	171	175	177	183	192	195	208	219
うち、実行に係る貸付債権の数	105	107	112	113	118	119	122	122	127	129	133	137	142	153	162
うち、謝絶に係る貸付債権の数	16	18	19	20	21	21	21	21	23	23	23	25	25	26	28
うち、審査中の貸付債権の数	2	2	3	1	0	1	0	4	1	0	2	3	0	1	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	19	19	20	22	22	23	24	24	24	25	25	27	28	28	28